

# ポスター費水増し

## 2890万円返還を要求

岐阜の団体

選挙公営制度に基づいて度が定めるポスター製作費の上限額の50%を超えた製作費をめぐり、二回の岐阜県議選で水増し請求があったとして、市民団体が七日、県と古田肇知事を相手に、候補者らに水増し分計約二千八百九十万円を返還させるよう求める住民訴訟を岐阜地裁に起こした。

訴えたのは「くらし・しぜん・いのち岐阜県民ネットワーク」の寺町知正代表ら十人。

07.9.8 中A

07.9.8 中A

### 県議選ポスター費 水増し

訴状によると、公営制  
度で定める上限額の50%  
を超える分として、〇三  
年の選挙では五十人が合  
わせて約千六百三十三万

# 「真実の金額請求は当然」

## 住民訴訟の候補者倫理を問う 市民団体

二〇〇三年と今年四月の県議選で選挙公営制度を利用したポスター製作費の水増し請求があったとして、製作費を負担した県と古田肇知事を相手取り、「くらし・しぜん・いのち県民ネットワーク」の寺町知正代表らが起こした住民訴訟。「(仮に水増しがないとしても)公費負担があるからせいたくポスターを作ればよいのか」と、制度をめぐって候補者倫理を問う考えだ。

(稲熊美樹)

「通常相場と比較して著しく高い」として、最少

### 過去2回県議選「ポスター代水増し」

## 市民団体が県提訴

### 「候補者に返還請求を」

今春と四年前の県議選で、公費負担の選挙ポスター代に水増しがあったとして、県内の住民グループ代表らが七日、過払い分の計約二千八百八十万円を候補者らから返

訴状によると、同住民グループは、山県市議選のポスター代水増し請求事件で書類送検された市議の請求状況などを基

し、知事が返還請求するよう求めている。

「対応を検討したい」とコメントした。

に、公費負担上限額の50%以上の請求は水増しに該当すると判断。二〇〇三(平成十五)年と今年四月の県議選で、50%以上を請求した候補者延べ九十七人と印刷業者に対

て対応を検討したい」とコメントした。

の経費で最大の効果を上げるよう定めた地方自治法や地方財政法に反するとしている。

また県の選挙公営条例では、選挙期間の違いから、市議選の二倍の枚数分のポスター製作費を認められている。県監査委員は

八月、ポスター掲示場の二倍の枚数までを公費負担の対象とする理由について「一回の張り替え分まで公営の対象とする趣旨」と認定した。しかし十日間の県議選で張り替え

あったとしても、真実の金額を請求するのが当然。これから政治家になろうという候補者がしっかりしていれば不正は起きない」と話した。

公営制度を利用したポスター製作費をめぐっては、県警が七月に山県市議ら七人を詐欺容疑で書類送検し、うち二人が辞職している。

07.9.8 岐阜

# 「2900万円返還求めよ」

## 知事に住民訴訟 97人の過剰分と

03年の県議選で県は、候補者71人のポスター代計約4060万円を負担、うち50人の請求額が上限額の50%以上だった。今年4月の県議選で、今年4月の県議選で候補者4人と4業者が計143万円を過剰に受け取っていたと認定した。その一方で「不正な水増しではない」として監査請求を返けた。

【稲垣衆史】  
古田肇・岐阜県知事  
訴状の内容を見た上で対応を検討したい。

公費負担される選挙ポスター製作費を、03年と07年の岐阜県議選に立候補した候補者延べ97人が計約2888万円を過剰請求していたとして、市民グループ「くらし・しぜん・いのち 岐阜県民ネットワーク」が7日、古田肇・同県知事を相手取り、全額の返還を当時の候補者らに請求するよう求める住民訴訟を岐阜地裁に起こした。同グループは、負担上限額の50%以上の請求が過剰だったと主張している。

04年の同県山県市議選の選挙ポスター製作費をめぐる水増し請求事件では、詐欺容疑で岐阜地裁に書類送検された県議1人（元市議）と市議5人のうち、最も少ない請求額が上限額の53%だった。このことから同グループは「上限額の50%台の請求でも水増しが疑われる」としている。

07.9.8 岐阜

### 返還求め住民訴訟

2003年と今年の県議選で、県が公費負担したポスター製作費が相場より高額の50%以上を超過して支払った分、03年の50人163万3千円、07年の47人125万5千円を返還させるよう県に求めた。

同市民グループは今年6月、「ポスターは上限額の50%程度で製作できる」として、県監査委員に同様の住民監査請求したが、03年分は請求期限が過ぎているとして却下、07年分は不正が確認出来ないとして棄却された。

古田知事は「訴状の内容を見たうえで対応を検討する」とコメントしている。

07.9.8 毎日

07.9.8 岐阜

### 「水増し」返還求め提訴 ポスター代 岐阜の市民団体 県議選での2888万円

03年と今年の岐阜県議選で、一部の候補者がポスター代を水増し請求した可能性があると、市民団体が7日、県を相手取り、候補者延べ97人と印刷業者延べ約70社に、水増し請求分として計2888万円を返還させるよう県に求める訴えを岐阜地裁に起こした。

提訴したのは、「くらし・しぜん・いのち 岐阜県民ネットワーク」の寺町知正・山県市議ら10人。

訴状によると、04年の同県山県市議選でポスター代水増しを認めた市議のうち、最も少なかった請求が公費負担の上限額の53%だったことから、県議選でも上限額の50%以上の請求分が水増しに当たると主張。候補者と業者に超過分の返還を請求するよう県に対して求めた。

このほか、県職員にも会計管理を怠った責任があるとして、県は古田知事らにも賠償を求めるべきだとしている。

県議選の公費負担をめぐっては、県監査委員が今年8月、同ネットワークからの監査請求に対して、03年分は時効を理由に却下、今年分は一部の候補者への過払いを指摘したが、「水増しの意図は認められない」として棄却していた。